

第6節

環境保全を重視した農業生産の推進

環境問題に対する国民の関心が高まる中、我が国における農業生産の在り方を環境保全を重視したものに転換していくとともに、農業分野においても地球温暖化防止や生物多様性保全に積極的に貢献していくため、より環境保全に効果の高い営農活動の普及推進を図っていくことが重要です。以下では、環境保全に向けた農業分野の取組や農業分野の地球温暖化対策等への貢献について記述します。

(1) 環境保全に向けた農業の推進

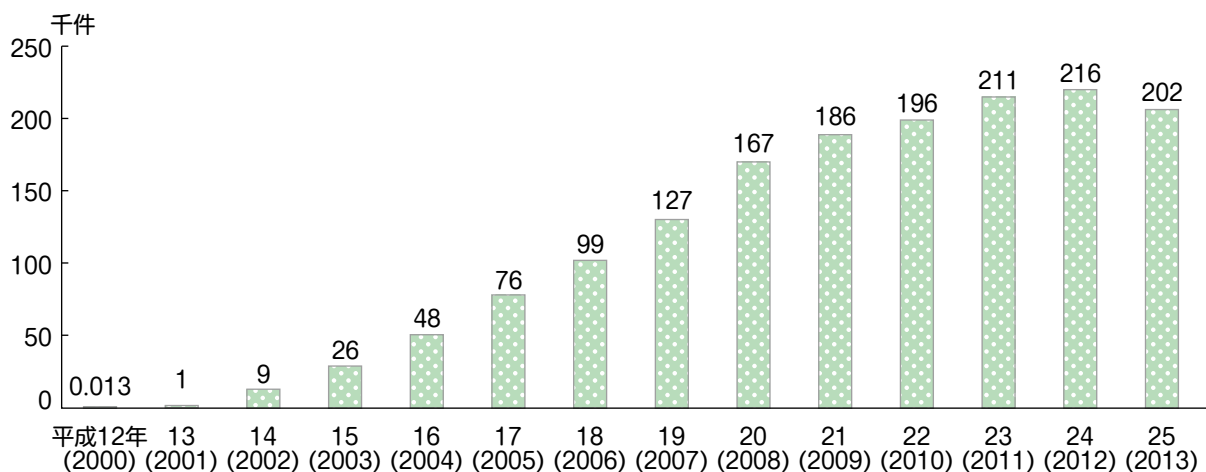
(環境保全に向けた取組の推進)

環境保全に向けた農業分野の取組としては、化学肥料や化学合成農薬の使用量を地域の慣行レベルに比べて低減する栽培のほか、病害虫の発生予察情報等に基づき天敵や防虫ネットの利用、農薬散布等を組み合わせて防除を実施する総合的病害虫・雑草管理 (IPM)¹、有機農業等様々な考え方や手法があります。

農林水産省では、持続性の高い農業生産方式を導入している農業者であるエコファーマーの認定の促進を図っています。エコファーマーとは、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、環境と調和のとれた農業生産の確保を図り、農業の健全な発展に寄与することを目的として、土づくりと化学肥料、化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む計画を策定し、都道府県知事から認定を受けた農業者の愛称のことで、エコファーマーに対しては、環境保全に効果の高い営農活動に取り組んだ場合に環境保全型農業直接支援²等の支援措置が講じられています。

エコファーマーの認定件数は、近年20万件程度で推移しており、平成25(2013)年3月末時点で20万2千件となっています(図2-6-1)。

図2-6-1 エコファーマーの認定件数の推移



資料：農林水産省調べ
注：各年3月末の数値。

1 IPMについては第1章第5節「食の安全と消費者の信頼確保」を参照。

2 環境保全型農業直接支援については第3章第1節「農業・農村の持つ多面的機能の維持・発揮」を参照。

(新たな有機農業基本方針による有機農業の更なる推進)

環境保全型農業の一環として、有機農業の取組を推進していくことも重要です。有機農業とは、化学肥料や農薬を使用しないこと、遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法であり、有機農業のうちJAS法¹に基づき定められた、有機農産物の表示のルール・生産方法を満たしているものについては、有機農産物のJAS規格認定を受けることができます。

有機農業の取組状況をみると、平成25(2013)年における有機JAS認定ほ場の面積は9,889haとなっており、増加傾向で推移しています(表2-6-1)。しかしながら、耕作面積に占める有機JAS認定ほ場の割合は0.2%であり、諸外国と比べて低い水準にあります(図2-6-2)。

表2-6-1 有機JAS認定ほ場の面積の推移

(単位：ha、%)

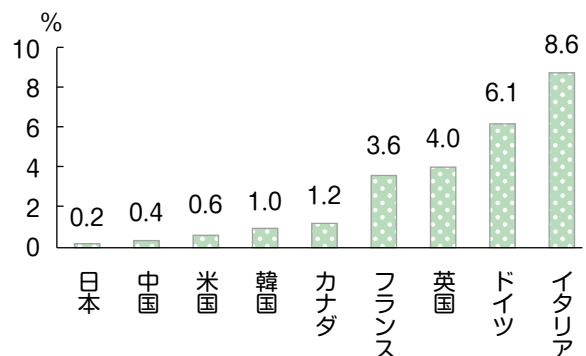
| | 合計 | 田 | 畑 | 畑 | | | その他 | 国内の耕地面積 (千ha) | 日本国内の耕地に占める有機ほ場の面積の割合 |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|-----|------------------|-----------------------|
| | | | | 普通畑 | 樹園地 | 牧草地 | | | |
| 平成 22(2010)年 | 9,084 | 2,998 | 6,076 | 4,396 | 1,196 | 483 | 10 | 4,609 | 0.2 |
| 23(2011) | 9,401 | 3,214 | 6,169 | 4,627 | 1,127 | 416 | 17 | 4,593 | 0.2 |
| 24(2012) | 9,529 | 3,149 | 6,365 | 4,778 | 1,077 | 510 | 16 | 4,561 | 0.2 |
| 25(2013) | 9,889 | 3,098 | 6,676 | 4,866 | 1,088 | 722 | 115 | 4,549 | 0.2 |

資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」、農林水産省調べ

注：有機JAS認定ほ場面積は各年4月1日現在、国内の耕地面積は前年7月15日現在の値。「その他」はきのご栽培における採取場等。

このような中、農林水産省は、「有機農業の推進に関する基本的な方針」を新たに策定し、我が国の耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を倍増させることや都道府県において地域の気象条件や土壌条件に適合した技術体系を確立すること等を新たな目標とした上で、先進農業者の研修受入れ等の就農支援や有機JAS認証手続の簡素化の検討等によって、有機農業の更なる推進を図ることとしています。

図2-6-2 各国の有機農業の面積割合 (平成23(2011)年)



資料：IFOAM「The world of organic agriculture」

注：日本の有機農業の割合は、有機JAS認証のみ。

1 正式名称は「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」

事例

環境保全型農業の普及に向けた取組

石川県羽咋市のJAはくいでは、環境保全型農業の普及に取り組むため、平成22(2010)年12月から平成25(2013)年3月の約3年間、全国の農業者を対象として、青森県のりんご農家木村秋則さんを塾長とした「自然栽培実践塾」を開講し、無農薬・無肥料による米等の栽培技術の指導を行いました。

このような中、平成23(2011)年6月に「能登の里山里海」が世界農業遺産(GIAHS)*に認定されたことを契機として、JAはくい管内(羽咋市、宝達志水町)においても次世代に誇るべき里山を残していくため、環境保全や環境に配慮した栽培方法を推進することとしました。

このため、平成25(2013)年11月から、管内の農家等を対象に、「エコ栽培コース」、「JAS有機栽培コース」、「木村式自然栽培コース」の3つのコースからなる「のと里山農業塾」を新たに開講し、環境に優しい農業の理念と技術を普及しています。

JAはくいは、今後も環境保全型農業の普及に取り組むこととしています。

*世界農業遺産(GIAHS)については第3章第1節「農業・農村の持つ多面的機能の維持・発揮」を参照。



ほ場の作付品目についての講義等の様子

(農業分野における生物多様性保全の推進)

農林水産業は、生物多様性¹と密接に関係しており、生物の生息・生育環境の提供、特有の生態系の形成・維持等の形で生物多様性に貢献している一方で、農薬や肥料の不適切な使用、経済性・効率性を優先した農地・水路の整備等によって生物多様性に負の影響を与えることもあります。また、耕作放棄地の増加による田園地域特有の生態系を構成する種の減少や、鳥獣被害の深刻化等、様々な問題も発生しています。

農林水産業は生物多様性と自然の物質循環が健全に維持されることにより成り立つものであることから、農林水産業を持続可能なものとして維持・発展させていくためには、生物多様性保全を重視した農林水産業を推進することが重要です。

このため、農林水産省は、平成19(2007)年7月に「農林水産省生物多様性戦略」を策定し、農業・農村の多面的機能の一つである生物多様性保全を重視した農林水産業を推進してきました。その後、平成24(2012)年2月に改定した同戦略を反映した「生物多様性国家戦略2012-2020」が同年9月に閣議決定され、我が国の農林水産業、農山漁村が有する生物多様性の保全等の機能をより一層発揮することとしました。

また、農業分野における生物多様性の保全を推進するためには、同分野で重要な役割を果たす食料及び農業のための植物遺伝資源について積極的な保全と利用に取り組んでいくことが必要です。これら遺伝資源²については、世界共通のルールとして、その保全及び持続可能な利用とともにその取得を容易にし並びにその利用から生ずる利益を公正かつ衡平に配分するための国際的な枠組みである食料・農業植物遺伝資源条約(ITPGR)³が、平

1 ①森林・里地・里山、藻場・干潟等様々な自然環境に応じた「生態系の多様性」、②同じ生態系であっても、動物や植物、土壌中の微生物に至るまで、様々な生き物が生息している「種の多様性」、③同一種であっても、姿・形の違い、病気への耐性等個体差を生み出す「遺伝子の多様性」が存在。

2 [用語の解説]を参照。

3 正式名称は「食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約」。食料・農業のための植物遺伝資源の保全・持続可能な利用、得られた利益の公正・衡平な配分を目的に、締約国による措置を規定するとともに、多数国間の制度を設立。

成13(2001)年にイタリアで開催された第31回国連食糧農業機関(FAO)総会で採択されました。我が国は平成25(2013)年10月に本条約に加入し、これら植物遺伝資源の保全及び持続可能な利用等を進めるとともに、今後の作物育種や農業・関連産業の振興を推進していくこととしています。

(2) 地球温暖化対策への貢献

平成25(2013)年9月に公表された「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)¹」の第1作業部会報告書²は、世界平均地上気温は明治13(1880)年から平成24(2012)年において0.85℃上昇しており、気候システムの温暖化については疑う余地がないとしています。また、平成26(2014)年3月に公表された第2作業部会報告書³においては、複数の分野地域に及ぶ主要リスクの一つとして、気温上昇、干ばつ、洪水、降水量の変動や極端な降水により、特に貧しい人々の食料安全保障が脅かされるとともに、食料システムが崩壊するリスクがあげられています。このような中、地球温暖化対策については、全ての国が協力し、長期的に取り組むことが重要です。

地球温暖化の防止を図るため、平成9(1997)年に京都議定書⁴が採択され、我が国は温室効果ガス⁵の排出量を第一約束期間(平成20(2008)年から平成24(2012)年)の5か年平均で基準年⁶に比べて6%削減する目標が課せられました。

我が国の平成24(2012)年度における温室効果ガスの合計排出量は13億4,300万t-CO₂となり、基準年の12億6,100万t-CO₂に比べて6.5%増加しました。

一方、森林による吸収量の目標達成等を加味すると、第一約束期間の5か年平均で基準年に比べてマイナス8.4%となり、京都議定書の目標を達成します。

また、京都議定書では、先進国のみ削減義務が課せられ、第一約束期間で削減義務を負う国の排出量は世界の約4分の1でした。そこで、現在全ての国が参加する平成32(2020)年以降の法的枠組みについて平成27(2015)年中に合意することを目標に国際交渉が行われています(図2-6-3)。我が国は、「全ての国が参加する公平で実効性のある新たな国際枠組みが必要」との観点から、第二約束期間(平成25(2013)年から平成32(2020)年)には参加せず、新たな法的枠組みの構築に向けた国際的な議論を主導するとともに、国内の温暖化対策も着実に進めることとしています。

なお、平成25(2013)年11月にポーランドで開催された気候変動枠組条約第19回締約国会議(COP19)において、我が国は、第一約束期間の削減目標を達成する見込みであること、平成32(2020)年の削減目標を平成17(2005)年と比べて3.8%減^{エース}とすることを説明するとともに、「美しい星への行動(Actions for Cool Earth:ACE)⁷」に取り組むことを表明しました。

1 IPCCは、Intergovernmental Panel on Climate Changeの略。人為起源による気候変動・影響・適応・緩和方策に関し、科学的・技術的・社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、昭和63(1988)年に世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)により設立された組織。

2 平成25(2013)年9月に公表されたのは「第5次評価報告書第1作業部会報告書政策決定者向け要約」。報告書本体は平成26(2014)年1月に公表された。

3 平成26(2014)年3月に公表されたのは「第5次評価報告書第2作業部会報告書政策決定者向け要約」。

4、5 [用語の解説]を参照。

6 平成2(1990)年度。ただし、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)、パーフルオロカーボン類(PFC)、六ふっ化硫黄(SF₆)については平成7(1995)年。

7 平成25(2013)年11月に政府が掲げた攻めの地球温暖化外交戦略。温室効果ガスの排出量を2050年までに世界全体で半減、先進国全体で80%削減を目指すとする目標を改めて掲げ、イノベーション(技術革新)、アプリケーション(応用)、パートナーシップ(連携)の三本柱におけるアクション(行動)をもって、「技術で世界に貢献していく、攻めの地球温暖化外交」を推進するもの。